

# TOPICS トピックス

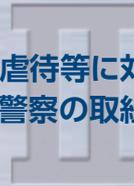
## TOPICS



過酷な自然の中で  
救助活動を行う警察



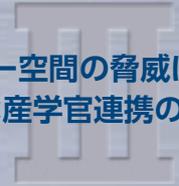
## TOPICS



児童虐待等に対する  
警察の取組



## TOPICS



サイバー空間の脅威に対する  
新たな産学官連携の枠組み



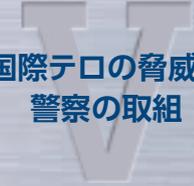
## TOPICS



高齢者の交通安全に  
向けた取組



## TOPICS



国際テロの脅威と  
警察の取組



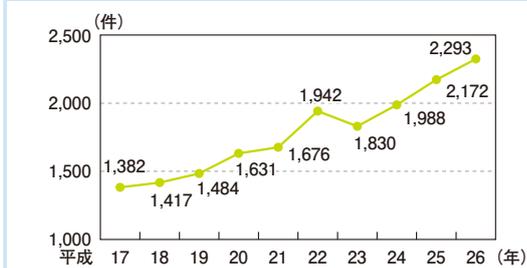
# 過酷な自然の中で 救助活動を行う警察

## (1) 山岳遭難救助活動

### ① 山岳遭難救助隊等の活動

山岳遭難は、近年増加傾向にあり、平成26年中の山岳遭難発生件数は、17年と比較すると911件(65.9%)増加した。都道府県警察では、山岳遭難救助隊等を編成し、山岳遭難事案が発生した際には、迅速な遭難者の捜索や救助活動を行っているほか、山岳遭難事案等の対策拠点となる臨時警備派出所の開設や、山岳パトロールを通じた登山

図表 I - 1 山岳遭難発生件数 (平成17~26年)



者への声掛けによる登山指導、危険箇所等の実態についての安全調査等を行っている。

### ② 救助用装備資機材と平素の訓練状況

警察では、遭難現場に向かうための山岳救助車や雪上車のほか、遭難者を搬送するためのストレッチャーや救助バンド等の装備資機材を整備しており、山岳遭難救助隊等では、これらを使用して迅速・的確に救助活動を行えるよう、過去の遭難事案を想定した実践的な訓練を実施している。



山岳遭難救助隊の訓練状況

## コラム 登山届

「登山計画書」、「登山者カード」等のいわゆる登山届は、登山の前にあらかじめ登山者の氏名、行程等を記載した書類を自治体、警察等に提出することで、山岳遭難が発生した際に警察等が迅速に対応できるようにするものである。登山届は、自治体、警察等へ直接提出したり、登山口、山小屋等に備え付けられた登山ポスト等に投函したりすることができる。登山届の提出は、登山者にとっても、安全な登山のための自己点検の機会となることから、警察では、関係機関と連携し、登山者に対して登山届の提出を推奨している。また、一部の自治体では、条例により登山届の提出が義務付けられている。



登山届の例

## (2) 水難救助活動

都道府県警察では、主要な港湾、離島、河川等を管轄する警察署等に警察用船舶約160隻を配備し、海上保安庁と連携して水難救助活動を行うと

ともに、パトロール、犯罪の取締り等の活動を行っている。



警察用船舶

## 事例

平成26年11月、高知県沿岸において、漁船が横波を受けて転覆し、乗組員(63)ら3人が船から転落したことから、高知海上保安部より救助要請を受けた高知県警察では、警察用船舶「おとさ」を現場に急行させた。現場海域は海上強風警報が発令されており、波の高さは約2メートルであったが、高知県防災ヘリコプターと連携して、救命浮環等の資機材を活用して同人らを釣り上げ、救助した。



警察用船舶による救助活動

### (3) 大規模災害発生時における部隊活動

#### ① 警察災害派遣隊等の活動

災害発生時には、被災地を管轄する都道府県警察（以下「被災地警察」という。）の機動隊員、警察署員等が災害現場に出動し、被災情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の活動に

従事することとなる。

また、災害による被害が大きく、被災地警察のみでは対応が困難な場合等に被災地に派遣され、災害現場における災害警備活動を支援する仕組みとして、警察災害派遣隊<sup>(注)</sup>が設けられている。

## 事例

平成26年8月、広島市内において大規模な土砂災害が発生した。広島県警察では、全国から警察災害派遣隊等の派遣を受け、泥水が流れ続け、巨石、樹木等が散乱する過酷な現場において、昼夜を問わず、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の災害警備活動に当たった。

警察航空機による救助の状況



#### ② 災害対処能力向上に資する訓練施設の整備

広域緊急援助隊を始めとする各部隊の対処能力を更に向上させるため、拠点的な災害警備訓練施設を整備することが必要となっている。

具体的には、豪雨に伴う土砂災害や、大規模地震といった日本国内で実際に発生が想定される災害の形態に対応し、広域緊急援助隊員に加え、警察署員等も対象とした体系的・段階的な訓練を安全かつ効果的に実施することが必要であることから、警察では、訓練施設の整備を進めている。



訓練施設(イメージ)

## コラム 御嶽山の噴火と警察活動

平成26年9月、長野県と岐阜県にまたがる御嶽山の噴火により、多数の登山者が被災した。警察では、大量の火山灰が降り積もり、火山性ガスが発生する山頂付近の急峻な斜面等において、警視庁の機動隊等も派遣して、被災者の救出救助等を実施した。長野県警察では、山岳遭難救助隊員等が登頂し、山頂付近に残留していた生存者の救助等を行った。また、岐阜県警察では、山頂付近をパトロール中であつた山岳警備隊員が、骨折により歩行ができなくなり山小屋にとどまっていた女性(39)を担架で途中まで搬送し、警察用航空機(ヘリコプター)により救助した。



火山性ガス濃度の測定



御嶽山山頂付近での搜索状況

注：広域緊急援助隊を中心に編成され、大規模災害発生時に全国から直ちに被災地に派遣される約1万人の即応部隊と、災害対応が長期化する場合に派遣され、被災地の要望を踏まえた幅広い活動に従事する一般部隊から構成されている。

# TOPICS 児童虐待等に対する 警察の取組

## (1) 児童虐待

### ① 児童虐待を取り巻く情勢

全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、一貫して増加しており、平成25年度の対応件数は、7万3,802件と、16年度と比較して4万394件(120.9%)増加した。また、26年中の児童虐待事件の検挙件数は、698件と、16年と比較して470件(206.1%)増加しているほか、重篤な児童虐待事例も相次いでおり、児童虐待対策は、警察だけでなく、政府全体の課題となっている。

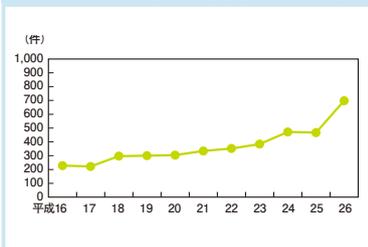
図表Ⅱ-1 児童虐待相談対応件数(平成16~25年度)



### ② 警察における対応

警察では、児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、児童の安全を直接確認するため、警察官の現場臨場や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等の措置を講じている。また、事案の緊急性・重大性を検討し、的確な事件化を行っているほか、児童の保護や児童相談所への通告を行うなど、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を行っており、26年中は2,034人の児童を保護したほか、2万8,923人の児童について、児童相談所への通告を行った。

図表Ⅱ-2 児童虐待事件検挙件数(平成16~26年)



## 事例

26年11月、近隣住民から、「夜間にもかかわらず男児がはいかいしている」との通報が警察に寄せられた。警察官が確認したところ、実母(26)が男児(6)を自宅に残したまま夜間の仕事に頻りに従事していることが判明するとともに、過去にも同様の行為を繰り返しており改善がみられなかったことから、ネグレクトのおそれがあるとして、同男児を保護し、その後、児童相談所に引き継いだ(千葉)。

### ③ 児童相談所との連携

警察では、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、児童相談所と連携し、児童相談所の職員が行う臨検・捜索(注1)に関する合同研修等



臨検・捜索に関する合同研修の様子

の実施や、児童相談所への警察官OBの配置、児童相談所と同一施設への少年サポートセンター(注2)の設置等を推進している。

また、児童相談所の職員による児童の安全確認等に際して、児童相談所長から警察署長に対する援助要請等(注3)がなされた場合には、警察職員も現場に臨場するなどの対応を行っている。

## 事例

26年2月、「虐待を受けている子供がいる」との相談が警察に寄せられたことから、児童相談所に通告の上、同児童相談所職員と共に児童の安全確認を行ったところ、実父(26)及び実母(23)が男児(3)に首輪を付けた上、窓の錠の部分につないで監禁していることが判明した。同年3月までに、同実父らを逮捕監禁罪で逮捕した。また、同男児については、児童相談所による一時保護が行われた(徳島)。

注1：児童虐待の防止等に関する法律第9条の3において、都道府県知事は、正当な理由なく立入調査等を拒んだ保護者が出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができることとされている。

注2：27年4月1日現在、全国に195か所(うち警察施設以外66か所)の少年サポートセンターが設置されている。

注3：児童虐待の防止等に関する法律第10条において、児童相談所長は、児童の安全確認、一時保護を行う場合において、必要に応じて警察署長に援助を求めることができるとされている。

## (2) 児童ポルノ

児童ポルノは、児童が性的虐待や性的犯罪の被害を受けている姿の記録そのものであり、児童の人権を著しく侵害する悪質な犯罪である。児童の権利を擁護し、児童ポルノ犯罪から児童を守ることに對する国際的な関心も高く、平成26年6月には、児童買春・児童ポルノ禁止法<sup>(注1)</sup>の一部を改正する法律が成立した。これにより、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する行為

や、盗撮により児童ポルノを製造する行為が新たに処罰の対象となった<sup>(注2)</sup>。

警察では、改正後の児童買春・児童ポルノ禁止法<sup>(注3)</sup>に基づき、児童ポルノ事犯の厳正な取締りを行っており、同法が施行された同年7月15日から同年末までの間の盗撮行為による児童ポルノ製造罪の検挙件数は29件、被害児童は28人となっている。

### 事例

26年7月、無職の男(48)は、公衆浴場の男性用脱衣場で、腕時計型ビデオカメラを使い、女兒2人の裸を盗撮して児童ポルノを製造した。同年8月、同男を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ盗撮製造)で逮捕した(兵庫)。



犯行に使用された腕時計型ビデオカメラ

## (3) 子供対象・暴力的性犯罪

警察では、子供が被害者となる犯罪の発生を未然に防止し、又は発生した場合に迅速に対応できるよう、次のような行為者への対策を行っている。

### ① 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、平成21年4月、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる子供女性安全対策班(JWAT<sup>(注4)</sup>)を警視庁及び道府県警察本部に設置した。これにより、従来の検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

### 事例

26年10月、登校中の女兒(7)に「ちょっと、ストップ」と声を掛け、手で女兒の下腹部を押し、携帯電話を同女兒のスカート内に差し入れ、撮影するというわいせつ事案の通報を受け、子供女性安全対策班等において捜査を行った。その結果、行為者の男(32)を特定し、同月、同男を強制わいせつ罪で逮捕した(香川)。

### ② 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の強化

警察では、17年6月から、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施している。また、23年4月からは、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

注1：児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

2：自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持又はその電磁的記録の保管を禁止する規定については、27年7月15日から適用された。

3：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

4：Juvenile and Woman Aegis Teamの略

# サイバー空間の脅威に対する 新たな産学官連携の枠組み

## (1) 脅威の現状と新たな取組の必要性

我が国におけるサイバー空間の脅威への対応には一定の成果が見られるものの、いずれも個別の事案に対する事後的な対応にとどまっている上、日々変化する脅威に対して先制的・包括的な対応を行い、以後の事案の発生を未然に防止できているとはいえない状況にあった。また、サイバー空間の脅威に対処する主体である産業界・学術機関・法執行機関（警察）は、それぞれの立場で各種取組を推進し、豊富な知識・経験を蓄積してきたが、それらを一元的に集約・分析し、対策に活用するための取組が必ずしも十分ではなかった。このため、平成25年に閣議決定された「[世界一安全な日本]創造戦略」や総合セキュリティ対策会議<sup>(注1)</sup>において、米国で産学官連携の枠組みとして成果を上げている非営利組織であるNCFTA<sup>(注2)</sup>に類似の新たな組織を構築する必要性が繰り返し指摘されていた。

図表Ⅲ-1 サイバー空間の脅威への対処上の課題

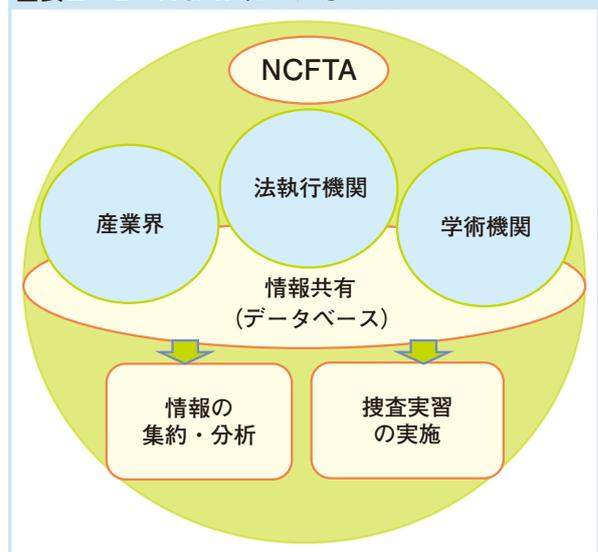
 産業界	<p>◆ サイバー空間の脅威に関する生の情報やそれに基づく知見を有している。</p> <p>しかし 被疑者の検挙といった脅威に対処する有効な方策は持ち合わせていない。</p>
 学術機関	<p>◆ 研究に基づく高度な技術や知識を有している。</p> <p>しかし 現実に発生したサイバー空間の脅威との「実戦」において真価を発揮できていない。</p>
 法執行機関	<p>◆ 捜査等の警察活動を通じて、個別の事案に関係する特定の脅威については、詳細に把握し、また、無効化することが可能。</p> <p>しかし サイバー空間全体の脅威を俯瞰できていない。</p>

## (2) NCFTAの概要

NCFTAは、急速に複雑化するサイバー空間の脅威に効果的に対処するため、産業界、学術機関、法執行機関が保有する脅威に関する情報を業界横断的かつリアルタイムに収集・分析し、脅威に対して共同で対処するため、平成9年、米国に創設された<sup>(注3)</sup>。

NCFTAでは、収集した情報を集約・分析して法執行機関や企業に提供したり、捜査機関等の職員に対する捜査実習を実施するなどしている。このように産学官が一体となって先制的・包括的な対応を行うことで、例えばサイバー空間における金融サービスを悪用した犯罪の捜査に関連して犯罪収益の押収や被害の未然防止に貢献するなど、多大な成果を上げたことから、米国内外で高い評価を得、米国外においても同様の取組が試みられている。

図表Ⅲ-2 NCFTAについて



注1：警察庁において、情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として13年度から開催し、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行っている。

2：National Cyber-Forensics & Training Allianceの略

3：米国における非営利団体法人の資格取得は14年

### (3) 我が国における新たな産学官連携の取組

#### ① JC3の創設

以上の状況を踏まえ、新たな組織の創設に向けた警察庁等における検討を経て、「一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3<sup>(注)</sup>）」が設立され、平成26年11月13日、業務を開始した。

JC3では、産学官の情報や知見を集約・分析し、その結果等を還元することで、脅威の大本を特定し、これを軽減及び無効化することにより、以後の事案発生の防止を図ることとしている。また、集約された情報を社会に発信するなどし、国民が安全かつ安心してインターネットを利用できる環境の構築に貢献することとしている。さらに、その機能を最大限に発揮するため、NCFTA等の海外の関係機関とも情報共有や協力関係の構築を行うこととしている。

#### ② 警察とJC3の連携

警察では、25年1月に「サイバー犯罪対処能力の強化等に向けた緊急プログラム」を策定して以降、サイバー犯罪対策における民間事業者等との連携を強く推進してきたが、JC3の創設を契機として、個々の企業等と事後的に連携するだけでなく、JC3を結節点とし、産学のより多くのパートナーと平素から連携することにより、産学官が一体となった態勢の構築に努めていくこととしている。

これまでに、警察は、27年2月に開催されたJC3主催のフォーラムに参加するなどして、金融

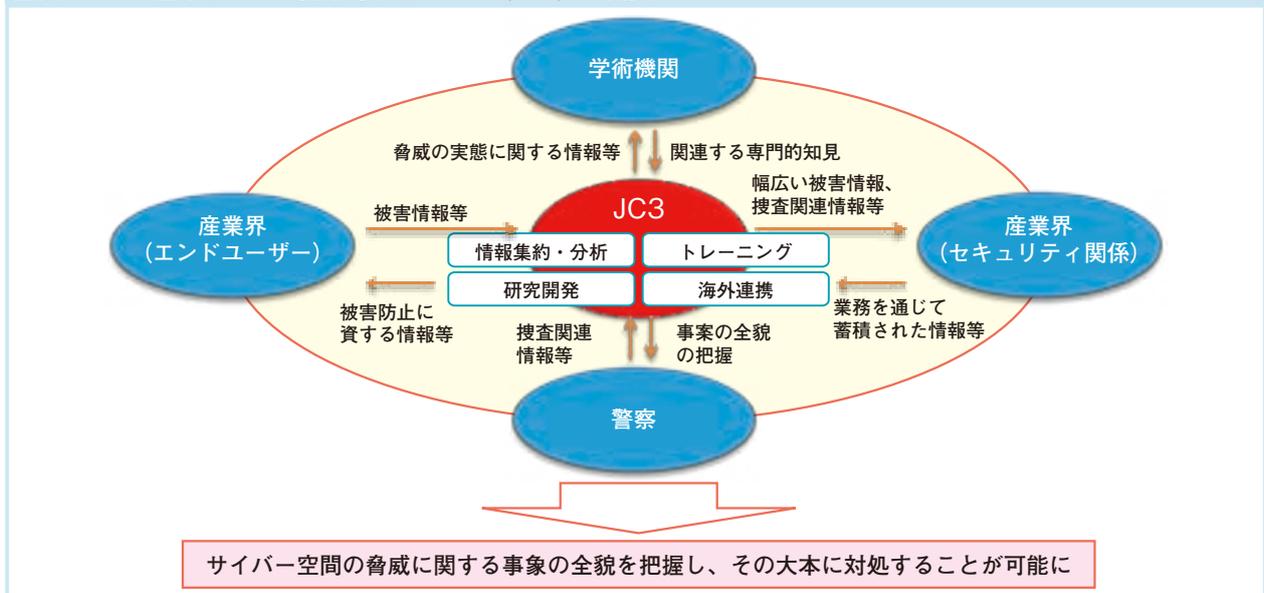
犯罪、情報流出等について、産学の関係者と活発な意見・情報の交換を行っている。

今後、JC3との緊密な連携により、サイバー空間における脅威への先制的・包括的な対処が可能となることが期待される。例えば、JC3において、不正プログラムに関する産学官の情報が集約・分析され、これらの不正プログラムをコントロールする指令サーバが特定されることにより、警察では、捜査権限の行使等を通じた指令サーバの無害化や被害防止を図ることが可能となる。警察としては、捜査関連情報等をJC3において共有し、産学におけるサイバーセキュリティに関する取組に貢献するとともに、JC3において共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することにより、安全・安心なサイバー空間の構築に向けた取組を加速させていくこととしている。



フォーラムにおける意見交換の状況  
(提供：一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター)

図表Ⅲ-3 日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の概要



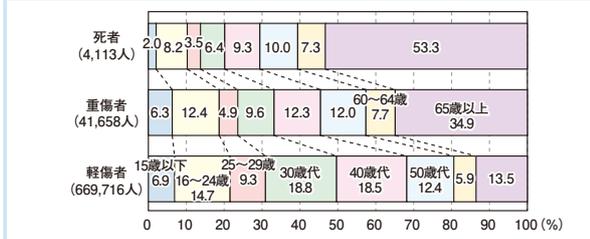
注：Japan Cybercrime Control Centerの略

# 高齢者の交通安全に向けた取組

## (1) 高齢者が関係する交通事故の状況

平成26年中の高齢者の交通事故死者数は2,193人と、交通事故死者数全体の半数以上を占めている。高齢者の死者数を状態別にみると、歩行中が全体の半数近くを占めている。また、交通事故死傷者数を年齢層別・被害程度別にみると、高齢者の割合は、軽傷者では13.5%であるのに対して、重傷者では34.9%、死者では53.3%となっており、被害程度が深刻になるほど高齢者の割合が高くなっている。

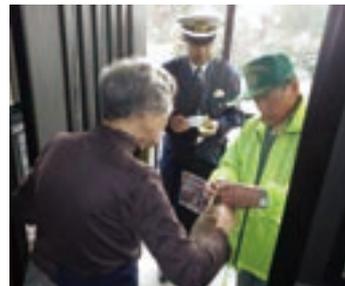
図表Ⅳ-1 年齢層別死傷者の状況（構成率）（平成26年）



## (2) 高齢歩行者・自転車利用者の事故防止対策

平成26年中の高齢者の交通事故死者数のうち、歩行中・自転車乗用中の死者は約6割を占めている<sup>(注1)</sup>が、その約8割は運転免許を保有していなかった。そこで、警察では、運転免許を保有していない高齢者に交通安全教育を受ける機会を提供するため、関係機関・団体等と協力し、家庭訪問による個別指導や医療機関、福祉施設等における広報啓発活動を行うほか、シミュレーター等の各種教育用器材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。また、26年中の高齢者の歩行中の時間帯別死者数をみると、高齢者以外の歩行中の時間帯別死者数に比べ、17時から20時までの時間帯に特に多くなっていると

いう特徴があるため、薄暮時間帯における高齢者の保護・誘導活動、明るい目立つ色の衣服の着用や反射材用品等の普及促進を行っている。

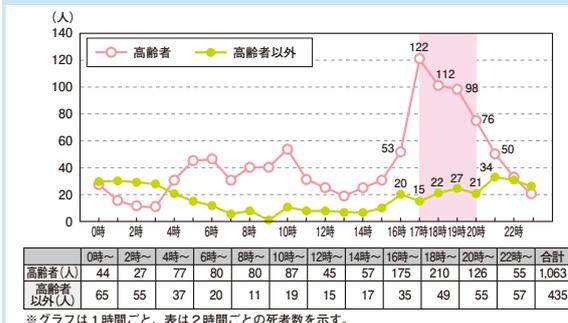


高齢者宅訪問による交通安全指導

## (3) 交通環境の整備による高齢者の安全確保

警察では、ゾーン30<sup>(注2)</sup>を始めとする生活道路対策の推進、バリアフリー対応型信号機<sup>(注3)</sup>の整備等のほか、道路管理者と連携した自転車専用の走行空間の整備により、高齢歩行者・自転車利用者の安全確保を図っている。また、道路標識の高輝度化・大型化、信号灯器のLED化、高齢運転者等専用駐車区間制度<sup>(注4)</sup>の運用等により、高齢運転者が安全に安心して自動車を運転できる交通環境の整備を推進している。さらに、高齢者の移動手段としての公共交通の重要性が増大していることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に向けた取組について、関係機関・団体等との連携を図っている。

図表Ⅳ-2 高齢歩行者時間帯別死者数（平成26年）



注1：144頁参照

2：158頁参照

3：158頁参照

4：道路標識により指定されている場所において、高齢者等が運転し、都道府県公安委員会が交付した専用場所駐車標章を掲示した普通自動車に限り、駐車又は停車をすることができることとする制度

#### (4) 高齢運転者対策の充実

更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者は、運転免許証を更新する際、高齢者講習の受講が義務付けられている。この講習では、安全運転に必要な知識等に関する講義のほか、自動車等の運転指導や、運転適性検査器材<sup>(注)</sup>による指導等を通じ、受講者に自らの身体的機能の変化を自覚してもらうとともに、その結果に基づいた安全な運転の方法について、具体的な指導を行っている。平成26年中は229万8,006人が受講した。

また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者は、運転免許証の更新期間が満了する日より前の6月以内に、講習予備検査（認知機能検査）を受けることが義務付けられている。この検査は、高齢運転者に対して、自己の記憶力・判断力の状況を自覚してもらい、引き続き安全運転

を継続することができるよう支援することなどを目的としており、検査の結果に応じた高齢者講習を行っている。26年中の講習予備検査（認知機能検査）の受検者数は143万8,040人であった。



高齢者講習における実車指導

## コラム

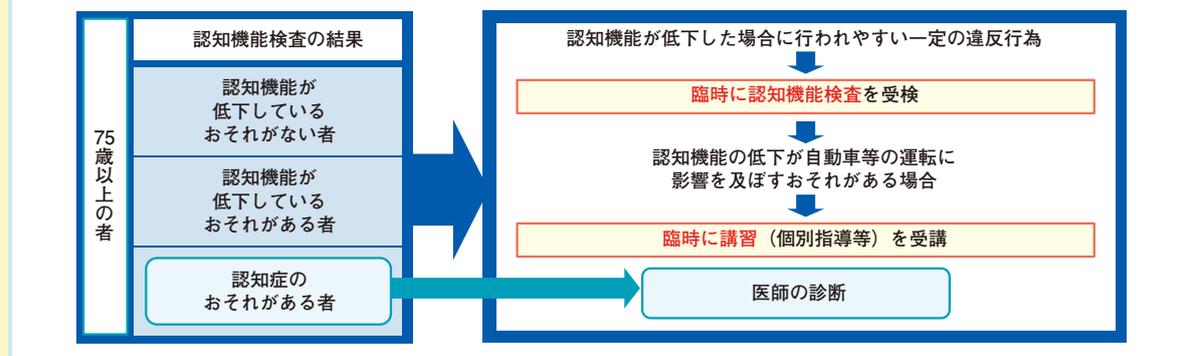
### 高齢運転者に係る交通事故防止対策のための 道路交通法改正

75歳以上の高齢運転者による交通事故件数及び交通死亡事故件数については増加傾向にある。一方、高齢化により、75歳以上の運転免許保有者が増加することから、今後更に高齢運転者による交通事故件数等の増加が見込まれている。そこで、喫緊の課題である高齢運転者に係る交通事故防止対策を推進するため、

- ① 一定の違反行為をした75歳以上の高齢運転者に対する臨時認知機能検査の導入
- ② 臨時認知機能検査で認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された者に対する臨時高齢者講習の導入
- ③ 認知機能検査で認知症のおそれがあると判断された者に対し、その者の違反状況を問わず、臨時適性検査（専門医の診断）を行い、又は医師の診断書の提出を命ずることを可能とする制度の見直し

等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が、平成27年6月、第189回国会において成立した。また、本改正と併せて、70歳以上75歳未満の高齢運転者及び75歳以上の高齢運転者のうち認知機能検査で認知機能が低下しているおそれがないと判断されたものに対する講習を合理化するとともに、認知機能検査で認知機能が低下しているおそれがあると判断された者等に対する講習内容の充実に努めることとしている。

図表Ⅳ-3 新たな高齢運転者対策



注：視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器

# 国際テロの脅威と警察の取組

## (1) 我が国に波及する国際テロの脅威

最近の国際テロ情勢は、イラクとシリアにまたがる地域で活動するISIL<sup>(注1)</sup>の台頭に伴い、大きく変容している。ISILは、制圧した油田等から得る莫大な資金や巧妙なメディア戦術等を背景に、世界各地から多くの外国人戦闘員を誘引しており、こうした外国人戦闘員が、母国に帰還した後にテロを敢行する危険性が指摘されている。我が国でも、ISILに戦闘員として加わるため、シリアへの渡航を企てた疑いのある者について、警視庁が私戦予備陰謀被疑事件として捜査を行っており、外国人戦闘員問題は決して対岸の火事ではない。



ISILの戦闘員 (Abaca/アフロ)

また、平成27年2月に発生したデンマークにおける連続テロ事件等欧米諸国でテロ組織と関わりのない個人が過激化して引き起こすテロ(ローン・ウルフ(一匹おおかみ)型のテロ)とみられる事件が発生している。さらに、ISILやAQ<sup>(注2)</sup>関連組織等は、インターネットを活用して過激思想を広めており、こうした活動は、ローン・ウルフ型のテロにも影響を与えている。

このような情勢の中で、平成27年1月及び2月、シリアにおける邦人殺害テロ事件が発生し、国内外に大きな衝撃を与えた。同年2月1日にISILによって配信されたとみられる動画には、日本政府を名指しして、今後も邦人をテロの標的とすることを示唆するメッセージが含まれており、我が国においてもテロの脅威が現実のものとなっている。



邦人の殺害を予告する  
ISILの戦闘員(写真提供:  
共同通信社 動画投稿サイト  
「ユーチューブ」より)

## (2) 大規模イベントを狙ったテロ事件

このような厳しい国際テロ情勢の中、我が国においては、平成28年に主要国首脳会議(サミット)が、32年に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が、それぞれ予定されている。こうした大規模な国際会議や国際スポーツ大会等は、世界的に大きな注目を集めることから、テロの格好の攻撃対象となり得る。特に、オリンピック・パラリンピックは、世界中から多数の要人、選手団、観客等が集まり、国際的な注目度も極めて高い行事であるため、我が国がテロの標的となる可能性は否定できない。

実際、過去には、昭和47年のドイツ・ミュンヘンオリンピックにおけるイスラエル選手団襲撃事件、平成8年の米国・アトランタオリンピックにおけるオリンピック百年記念公園爆弾テロ事件が発生している。また、近年では、17年7月、英国・グレンイーグルズにおけるサミットの開催中に、ロンドン中心部で、地下鉄等に対する爆弾テロ事件が発生し、56人が死亡したほか、25年4月には、米国・ボストンにおいて開催されていたマラソン大会のゴール付近で、爆弾テロ事件が発生し、3人が死亡した。さらに、オリンピック開催を控えたロシア・ソチの北東約680キロメートル離れた都市ボルゴグラードにおいて、25年10月から同年12月の間に3件の自爆テロ事件が発生し、合計40人が死亡するなど、世界各国では、大規模イベントを狙ったテロ事件により、多数の犠牲者が出ている。



ロシア・ボルゴグラードにおける自爆テロ事件で  
破壊されたトロリーバス (AFP=時事)

注1 : Islamic State of Iraq and the Levant (いわゆる「イスラム国」) の略

注2 : Al-Qaeda (アル・カーイダ) の略

### (3) 警察の取組

警察では、我が国における大規模イベントの開催を見据え、各種テロ対策を推進している。

#### ① 情報の収集・分析の強化

テロを未然に防止するためには、幅広い情報を収集して的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。警察では、外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、情報の収集・分析を強化している。

#### ② 違法行為の取締りの徹底

情報の収集・分析の結果、テロの実行に向けた動向を把握した場合等、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処することとしている。

#### ③ 警戒警備の強化

警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、首相官邸、空港、原子力関連施設、米関係施設等の重要施設や鉄道等の公共交通機関の警戒警備を強化している。



国会議事堂における警戒



空港における警戒

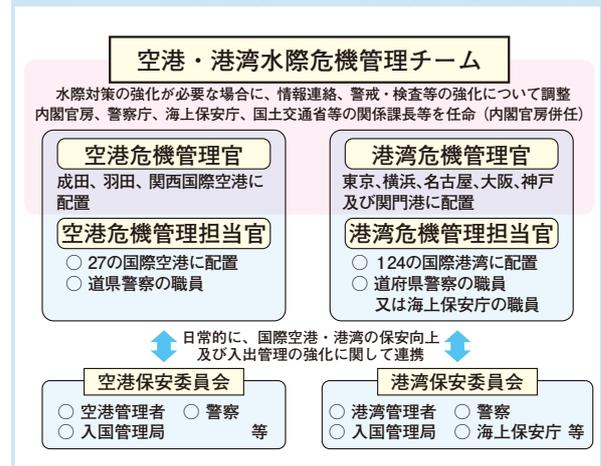
### ④ 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国においてテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置して、関係機関が行う水際対策の強化の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官が置かれ、関係機関の連携の下、具体的な事案を想定した訓練を実施しているほか、施設警備の改善を図るなどの取組を行っている。



空港におけるテロ対策合同訓練

図表V-1 空港・港湾における水際対策・危機管理体制



### ⑤ テロへの対処体制の強化

万が一テロが発生した場合には、犯人を追跡し、制圧・検挙することにより続発防止を図るとともに、危険物質の除去、避難誘導、救出救助等の実施により被害を最小化することが重要であり、警察では、そのために必要なテロへの対処体制の強化を進めている。



ふっけい君

## 海上における「安全・安心の確保」のために

私が勤務する船舶警ら係では、密航・密輸・密漁等の各種事案に対する警戒警ら、プレジャーボート等の小型船舶に対する安全指導や海事関係法令違反の検挙、水難事故者等の捜索救助等の活動を行っています。海上における「県民の安全・安心の確保」。これが私たちの使命です。

長年にわたる勤務の中で、特に印象に残っているのは、悪天候のため転覆し、自力で航行できなくなったヨットを発見・救助した事案です。ヨットに乗っていた2名は若干衰弱した様子で、私たちがヨットに近づくと必死に救助を求めてきました。現場は大型船や高速船が多数往来する危険な海域であり、また強風が吹き荒れる悪天候の中、要救助者の安全が確保されるよう細心の注意を払いながら、無事に警察用船舶に2名を救

助することができました。船内で救助者から感謝の言葉を頂き、任務を達成できた喜びと共に、自らの担当する業務をととても誇らしく感じたのを覚えています。

救助が必要な事態に至らずとも、警ら中には、安全意識が低く、救命具を着用せずにマリンレジャーを行うボート等が発見することもしばしばあることから、今後もさらなる安全指導を徹底するとともに、船舶職員としての誇りと使命感を持って各種警察活動を推進していきたいと思います。



from

福岡県門司警察署地域課船舶警ら係  
寺本 幸藏 一般職員



らびい

## 犯罪の芽を摘む

私は、子供や女性に対する声掛け、つきまとい等の行為を「犯罪の芽」の段階で検挙や指導・警告し、性犯罪等の重大な事案の発生を未然に防ぐ活動に携わっています。

ある日、小学1年生の女の子が、学校帰りに見知らぬ男性から「木の実をあげる」と声を掛けられた事案を認知しました。私は、怯える女の子の目線に立って丁寧に事情を聞き、現場付近の聞き込み等を開始しました。2日後、行為者として1人の男性が浮上し、同人から警察署で事情を聞いたところ、「女の子が可愛

かった。」等と声を掛けた事実を認めたことから、嚴重注意としました。

本件では、幸いそれ以上の行為に至っていませんでしたが、このような声掛け事案は、一步間違えると誘拐等の重大な犯罪に発展しかねないことから、犯罪に至る前の段階で、事件の発生を防ぐための対応をすることが非常に重要なのです。

声を掛けた人物を特定し、嚴重注意したことを伝えると、母親は、ほっとした表情で深く頭を下げ、不安そうだった女の子も、にっこりとほほ笑んでくれました。親子が抱いていた怯え・不安の大きさを改めて感じるとともに、「犯罪の芽を摘む」こと、これが今の私の役割だと強く認識しました。今後も、子供や女性が「安全に安心して暮らせるように」全力を尽くしていきます。

from

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課  
長屋 実希 巡査長

